



鞍手町農委告示 第 1 2 号

所有者等を確認できない農地について

下記農地は、農地法第32条第1項第1号に該当する農地であって、当該農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者（以下、「所有者等」という。）を確認できないので、同条第3項の規定に基づき公示する。

令和元年 9 月 2 5 日

鞍手町農業委員会
会長 相 葉 富 雄



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32 条第1項の 該当号	農地の所有者 等の情報
鞍手町大字小牧字小広ミ1721番地	田	940	所有権	1号	故 福原正彦
鞍手町大字小牧字小広ミ1726番地	田	903	所有権	1号	

農地法第32条第1項第1号及び第2号

- 第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
- 第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

- 2 この公示は、農地法第32条に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確認できないことから行うものである。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があつた日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第43条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。